平成２５年（フ）第２２０号
広島県東広島市八本松町原8841番地47
債務者　有馬　美徳
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園野球場応急仮設住宅10―８号室、前住所宮城県石巻市大瓜字棚橋63番地
債務者　鈴木すみ子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園野球場応急仮設住宅10―８号室、前住所宮城県石巻市大瓜字棚橋63番地
債務者　鈴木　信明
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長野県上田市野倉1532番地４
債務者　大井　和実
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８号
愛媛県四国中央市三島中央２丁目４番９号、前住所愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番444号
債務者　真鍋　　豪
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４１６号
新潟県五泉市不動堂828番地
債務者　高内　元春
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
山口県宇部市東新川町６番14号
債務者　三浦　修一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５９８７号
大阪府門真市脇田町２番６―711号
債務者　石谷　陽子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０４号
大阪市都島区大東町３丁目９番９―201号
債務者　丹下　光枝
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４号
大阪府吹田市山田南21番９―202号、前住所大阪府東大阪市中小阪５丁目16番７号
債務者　牛島　理絵
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１号
大阪府大東市南津の辺町18番15号　コスモピア野崎301号
債務者　小田　　道（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７号
大阪市淀川区新高１丁目10番13―1106号
債務者　原　憲太朗
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５号
大阪市淀川区加島１丁目57番１―212号
債務者　猪瀬　　昇
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７１号
大阪府寝屋川市東香里園町27番20号
債務者　齊田　高史
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４９号
大阪府枚方市香里園山之手町49番57号
債務者　中西　梨恵
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７１号
大阪市淀川区十三元今里１丁目12番２号　ライトコート十三元今里301号、前住所福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目10番２号
債務者　今村　好延
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４８号
大阪府豊中市浜３丁目４番27号
債務者　中村　京子（旧姓前畑）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部